住所　新潟県長岡市末広１丁目５番１号
陳卓　平成２年10月14日生
住所　東京都豊島区西池袋２丁目１番３号
文吉龍　昭和６年６月30日生
金玉順　昭和14年５月25日生
住所　東京都江戸川区西小岩１丁目30番６号
張野　昭和54年12月19日生
住所　東京都稲城市向陽台６丁目19番地
劉傑　昭和37年９月２日生
馬佳　昭和38年10月４日生
劉適閎　平成10年12月13日生
劉適誠　平成13年９月17日生
住所　東京都文京区小石川５丁目６番９―1305号
熱孜亜木艾則孜　昭和62年２月６日生
住所　広島市安芸区矢野東２丁目22番28号
ファビオ・トキシ・シマモト　昭和46年２月21日生
アマンダ・アイカ・シマモト　平成16年４月30日生
住所　鳥取県境港市上道町2184番地16
曹秉鈸　昭和29年12月16日生
住所　東京都昭島市東町４丁目10番12号
朴点述　昭和11年３月24日生
住所　横浜市神奈川区新子安２丁目11番23―403号
徐陽一　昭和36年５月28日生
住所　横浜市緑区竹山１丁目１番地１
金娟珠　昭和57年７月11日生
住所　横浜市中区日ノ出町１丁目76番地１
チャクリット・アンカラッカナ　平成３年４月５日生
住所　神奈川県藤沢市鵠沼海岸５丁目７番７号
黄卓勲　昭和55年２月15日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市松風台４番２号
金峰花　昭和53年11月９日生
住所　川崎市幸区下平間１番地２
蒋静　昭和48年12月24日生
住所　川崎市幸区柳町22番地１
エムディ・アブドラ・アル・マムン　昭和58年１月15日生
住所　川崎市幸区中幸町１丁目20番地
李冰　昭和59年３月14日生
住所　横浜市南区永田南１丁目４番12―105号
呉秀珍　昭和34年９月１日生

○外務省告示第八十七号

平成二十六年三月五日にハノイで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十六年三月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

（円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国政府による温室効果ガスの排出の削減及び経済成長を達成するための並びに気候の安定に寄与するための努力を促進することに特に焦点を合わせつつ、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百億円（一〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、日本国政府による第四次気候変動対策支援プログラムの下での政策文書（以下「政策文書」という。）の実施においてベトナム社会主義共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は将来行う支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、ベトナム社会主義共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をベトナムの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ベトナム社会主義共和国政府の国家予算に編入され、ベトナム社会主義共和国政府による政策文書の実施を支援するために使用される。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　ベトナム社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ベトナム社会主義共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び政策文書の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び政策文書に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの書簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月五日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　深田博史

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣
ブイ・クアン・ヴィン閣下

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月五日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣
ブイ・クアン・ヴィン

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　深田博史閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国政府による温室効果ガスの排出の削減及び経済成長を達成するための並びに気候の安定に寄与するための努力を促進することに特に焦点を合わせつつ、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百億円（一〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、日本国政府による第四次気候変動対策支援プログラムの下での政策文書（以下「政策文書」という。）の実施においてベトナム社会主義共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は将来行う支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、ベトナム社会主義共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をベトナムの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、ベトナム社会主義共和国政府の国家予算に編入され、ベトナム社会主義共和国政府による政策文書の実施を支援するために使用される。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　ベトナム社会主義共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してベトナム社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　ベトナム社会主義共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び政策文書の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び政策文書に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの書簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。